



# 池田市からのお知らせ 新型コロナウイルス感染症 個人向けおもな支援策



問い合わせ 池田市新型コロナウイルス感染症対策本部  
 (一般) TEL072-754-6263  
 (特別定額給付金) TEL072-754-6611  
 (健康関係) TEL072-754-6034

## 個人・世帯への支援

給付	特別定額給付金（一人10万円）の給付とは	▶ 特別定額給付金	一人当たり10万円を支給	▶ 特別定額給付金課	072-754-6611
	子育て世帯で家計が厳しい	▶ 子育て世帯臨時特別給付金	児童手当受給世帯（特例給付除く）の対象児童一人当たり1万円を支給	▶ 子育て支援課	072-754-6252
	ひとり親世帯で家計が厳しい	▶ 児童手当受給者臨時特別給付金	上記「子育て世帯臨時特別給付金」の対象児童と、特例給付受給世帯の対象児童一人当たり1万円を支給	▶ 子育て支援課	072-754-6252
	失業などで家賃が払えない	▶ 児童扶養手当受給者臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯に5万円を支給	▶ 子育て支援課	072-754-6252
	家庭ごみが増えた	▶ 住居確保給付金	一定期間の住居の家賃相当額を支給	▶ 生活福祉課	072-752-1316 072-754-6251
		▶ 全世帯に市指定燃えるごみ用袋（30リットル）10枚を郵送 ※発送は6月下旬を予定。		▶ 環境政策課	072-754-6240

貸付	休業して収入が減り、家計が苦しい	▶ 緊急小口資金	貸付上限～10万円（特に必要な場合は～20万円） 据置期間：1年以内、償還期間：2年以内	▶ 池田市社会福祉協議会	072-751-0421
	失業して収入が減り、家計が苦しい	▶ 総合支援資金	2人以上は月20万円以内、 単身は月15万円以内（原則3か月以内）	▶ 厚生労働省 相談コールセンター	0120-46-1999 09:00～21:00（土・日曜日、祝日含む）

猶予	市民税・固定資産税が支払えない	▶ 税の納付の猶予について相談が可能		▶ 納税課	072-754-6225
	国民健康保険料・介護保険料・ 後期高齢者医療保険料が支払えない	▶ 今後の支払いなどについて相談が可能		▶ (国民健康保険) 国保・年金課	072-754-6253
				▶ (介護保険) 介護保険課	072-754-6228
				▶ (後期高齢者医療保険) 保険医療課	072-754-6258
	水道料金・下水道使用料が支払えない	▶ 緊急小口資金の特例貸付対象者などは 支払い猶予や分割納付について相談が可能		▶ 上下水道部営業課	072-754-6106
	失業等で市営住宅の家賃が払えない	▶ 市営住宅家賃の支払いについて相談が可能		▶ 池田市営住宅管理センター	072-754-2050

## 生活情報

▶ テイクアウトやデリバリーのお店が知りたい	▶ 池田青年会議所Instagram「ikedatakeout_delivery」 または池田市ホームページ	▶ 商工労働課	072-754-6241
▶ 新型コロナウイルスに便乗した不審な訪問や電話がある	▶ 新型コロナウイルスに便乗した詐欺相談	▶ 消費生活センター	072-753-5555
▶ 水道管からウイルスを除去するとの訪問販売がある	▶ 上下水道に関する新型コロナウイルスに便乗した詐欺相談	▶ 上下水道部総務課	072-754-6131

## 健康

▶ 感染したかもしれない	▶ ①息苦しさ・強いだるさ・高熱などの強い症状がある場合②高齢者や基礎疾患等がある方で比較的軽い風邪の症状がある場合③比較的軽い風邪の症状が続く場合	▶ 新型コロナ受診相談センター (帰国者・接触者相談センター)	06-7166-9911
▶ 新型コロナウイルスに関する健康相談がしたい	▶ 新型コロナウイルスに関する全般的な健康相談	▶ 府民向け相談窓口	06-6944-8197

※情報は令和2年5月8日時点のものです。



# 池田市からのお知らせ 新型コロナウイルス感染症 事業者向けおもな支援策



問い合わせ 池田市新型コロナウイルス感染症対策本部  
(一般) Tel.072-754-6263  
(特別定額給付金) Tel.072-754-6611  
(健康関係) Tel.072-754-6034

## 補助・助成

新型コロナウイルスの影響で業績が悪化	➡ 持続化給付金	売上が前年同月比 50%以上減の場合、給付金を助成 上限額は法人 200 万円、個人事業 100 万円	➡ 持続化給付金 コールセンター	0120-115-570
府からの休業要請に応じて売上げが半減した	➡ 休業要請支援金 (府市共同)	新型コロナウイルスに伴う緊急事態措置による大阪府の休業要請で休業し、 4月の売上げが前年同月比 50%以上減の場合、支援金を助成 中小企業 100 万円、個人事業主 50 万円	➡ 休業要請支援金 コールセンター	06-6210-9525
従業員に休んでもらった	➡ 雇用調整助成金	雇用維持した場合に休業手当や賃金の一部を助成 ※新型コロナウイルスによる特例措置あり。	➡ 大阪労働局 助成金センター	06-7669-8900
従業員が子どもの休校のため休んだ	➡ 小学校休業等対応助成金	新型コロナウイルスの影響により、小学校等休校等で労働者が 有給休暇を取得した場合、1日あたり 8,330 円を上限に助成	➡ 学校等休業助成金・ 支援金コールセンター	0120-60-3999
フリーランスで子どものため休業した	➡ 小学校休業等対応支援金	新型コロナウイルスの影響により、小学校等休校等で休業した フリーランスの方に 1日あたり 4,100 円 (定額) を助成	➡ ものづくり補助金 サポートセンター	050-8880-4053
新開発や改善のために設備投資したい	➡ ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金	事業費の中小企業 1/2、小規模事業者等 2/3 を補助。原則 上限 1,000 万円 ※新型コロナウイルスによる特別枠あり。	➡ 池田商工会議所	072-751-3344
販路開拓のための資金がほしい	➡ 小規模事業者持続化補助金	小規模事業者が販路開拓等を行う場合に補助。補助率 2/3。 上限 50 万円 ※新型コロナウイルスによる特別枠あり。	➡ サービス等生産性向上 IT 導入 支援事業コールセンター	0570-666-424
新型コロナウイルス対策のため IT を導入したい	➡ IT 導入補助金 2020	IT ツール導入による業務効率化などを支援。補助率 1/2。上限 30 ~ 450 万円 ※新型コロナウイルスによる特別枠あり。	➡ テレワーク相談センター	0120-91-6479
新型コロナウイルス対策でテレワークを導入したい	➡ 働き方改革推進支援助成金 (テレワークコース)	テレワークを新規導入した中小企業に対し、機器導入経費などの 一部を助成。補助率 1/2。上限 100 万円	➡ 大阪労働局 雇用環境・均等部	06-6941-4630
新型コロナウイルス対策で特別休暇を新設したい	➡ 働き方改革推進支援助成金 (職場意識改善特例コース)	新型コロナ対策として特別休暇を新設した中小企業に対し、整備 に必要な経費の一部を助成。補助率 3/4。上限 50 万円		

## 資金繰り

経営が悪化したので 融資を受けたい	➡ セーフティネット保証 (4・5号)	経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証 (最大 2.8 億円) とは別枠で保証	➡ 商工労働課	072-754-6241
	➡ 危機関連保証	売上げが前年同月比 15%以上減少する中小企業・小規模 事業者に対して、別枠 (2.8 億円) を保証	➡ 商工労働課	072-754-6241
	➡ 新型コロナウイルス感染症 対応資金 (保証料等補助型)	セーフティネット保証 4号・5号または危機関連保証の認定を受けた 方が対象で保証限度額 3,000 万円以内 (既存の保証枠内に限る)	➡ 商工労働課	072-754-6241
	➡ 新型コロナウイルス感染症 特別貸付	信用力や担保によらず一律金利とし、融資後の 3 年間で 0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長 5 年	➡ 日本政策金融公庫	0120-154-505
	➡ マル経融資 (新型コロナウイルス対策)	商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による 経営指導を受けた小規模事業者に対して無担保・無保証人で融資	➡ 池田商工会議所	072-751-3344
	➡ 危機対応融資	新型コロナウイルスの影響で業績が悪化した事業者に対し、信用力や担保によらず 一律金利とし、融資後の 3 年間で 0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長 5 年	➡ 商工組合中央金庫	0120-542-711
	➡ セーフティネット貸付	一時的に業績が悪化しているが、中期的には業績回復や発展が 見込まれる中小企業の経営基盤の強化を支援する融資制度	➡ 日本政策金融公庫	0120-154-505
	➡ 生活衛生関係の事業者向け 融資制度	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナ ウイルス対策衛経、衛生環境激変対策特別貸付	➡ 日本政策金融公庫	0120-154-505

## 猶予

法人市民税などの市税が払えない  
→納税課 072-754-6225

所得税や消費税などの国税が払えない  
→国税局猶予相談センター (大阪国税局) 06-6630-3680

厚生年金保険料が払えない  
→厚生年金保険料納付猶予相談窓口 0570-666-228  
または管轄の年金事務所

※情報は令和 2 年 5 月 8 日時点のものです。

発行：池田市新型コロナウイルス感染症対策本部